

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人金太郎の家（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給対象となる業務)

第3条 役員等が次の各号に定める業務を行った場合、報酬等の支給を行うことができる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査または指導の立会
- (4) 研修または視察
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬の支給)

第4条 この法人は、役員には定款第23条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の役員の報酬総額は、年間20万円以内とし、別記1「役員の報酬」に定める額とする。

2 この法人の評議員の報酬総額は、年間15万円以内とし、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費規程により支給する。

(報酬等の支給日)

第7条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(適用除外)

第9条 施設職員であって法人の役員等を兼務する者について、第3条第1項第1号から第3号までの業務を行う場合は、この規程を適用しない。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年 7月 3日から施行する。

別記1 役員の報酬

理事会等出席の都度、謝金として一人一律3,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律3,000円